

白山市監査公表 第6号

住民監査請求に係る監査結果の公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定により、住民監査請求に基づき監査の結果を次のとおり公表する。

平成20年6月6日

白山市監査委員 丹 保 昭  
同 村 山 一 美

住民監査請求に係る監査結果

（平成20年4月15日請求）

《千代野ありんこ学童クラブについて》

目 次	
白山市監査公表 第6号	
第1 請求の受付	1 請求人
	2 請求書の提出
	3 請求の内容
	4 請求の要件審査
第2 監査の実施	1 監査対象事項
	2 監査対象部局
	3 請求人の証拠の提出及び陳述
	4 請求事項の財務事務監査及び事情聴取
第3 監査の結果	1 事実関係の確認
	2 請求人の主張と関係職員の陳述
	3 監査委員の判断
	4 結 論
	5 附帯意見

## 第1 請求の受付

### 1 請求人

1名（氏名は省略）

### 2 請求書の提出

請求書の提出日は、平成20年4月15日付である。

### 3 請求の内容

請求人提出の白山市職員措置請求書（資料）による主張事実の要旨及び措置要求は、次のとおりである。

#### （1）主張事実（要旨）

##### ① 請求の対象とする職員

白山市長 角 光 雄

##### ② 財務会計上の行為

千代野ありんこ学童クラブに係る放課後児童健全育成事業委託料3,430,000円の公金支出の行為

##### ③ 違法・不当とする理由

「千代野学校開放管理センター」は、白山市が所有し、千代野町内会連合会に集会所として使用することを条件に管理を委託している。

平成19年度の放課後児童健全育成事業は、平成20年1月27日の千代野町内会連合会の使用許可をもって成立したものと判断すべきであり、それ以前の契約締結の条件を満たしていない状態に対する委託料の支払部分は、違法な公金の支出に当たる。

#### （2）措置要求

平成19年度に、白山市が千代野ありんこ学童クラブに支払った放課後児童健全育成事業委託料のうち、平成20年1月27日以前の支払分、3,430,000円の損害賠償を白山市長に求める。

### 4 請求の要件審査

本件請求については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条所定の要件を具備しているものと認めた。

請求書受付：平成20年4月15日付

要件審査：平成20年4月15日付（実質的）

監査会議：平成20年4月18日

請求書受理：平成20年4月18日付

受理通知：平成20年4月21日付

## 第2 監査の実施

### 1 監査対象事項

請求の内容及び陳述並びに要件審査の結果を総合的に判断して監査対象事項を次のとおりとした。

- (1) 放課後児童健全育成事業委託料に係る財務会計上の行為の事実関係
- (2) 千代野ありんこ学童クラブが行った放課後児童健全育成事業の内容等の事実確認
- (3) 放課後児童健全育成事業委託料支払いの違法性の事実判断
- (4) 損害賠償措置の必要性の判断

### 2 監査対象部局

白山市健康福祉部（子育て支援課）

### 3 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対し、地方自治法第242条第6項の規定に基づき、証拠の提出及び陳述の機会を与えた。

#### (1) 事実証明書の提出

[平成20年4月15日提出分]

- 一 お問い合わせへの回答について（平成20年2月6日付）
- 二 千代野第3集会所の使用について（平成9年4月1日付）
- 三 第2学童クラブ創設について（平成17年12月1日付）
- 四 使用許可条項  
第3集会所の使用許可について（平成17年12月5日付）
- 五 お問い合わせへの回答について
- 六 千代野ありんこ学童クラブとの業務委託契約に係る条件
- 七 通告（平成19年9月1日付）  
集会所使用料金表

- 八 放課後児童健全育成事業委託契約書に係る覚書（平成18年4月1日付）
- 九 事業委託契約書（平成19年4月1日付）
- 十 委託変更契約書（平成20年3月17日付）
- 十一 支出命令伝票（支払日：平成19年12月28日、平成20年1月25日、平成20年3月25日）

[平成20年5月12日提出分]

- 十二 要望書（平成18年3月22日付）
- 十三 申入書（平成19年9月 日付）
- 十四 平成19年度ジョイ・キッズちよの役員名簿
- 十五 行政情報不存在通知書（平成20年5月1日付 子第57号）
- 十六 行政情報公開請求書①（平成20年5月7日付）
- 十七 行政情報公開請求書②（平成20年5月7日付）
- 十八 同上（続き）
- 十九 行政情報公開請求書③（平成20年5月9日付）

[平成20年5月15日提出分]

- 二十 行政情報公開決定通知書（平成20年5月13日付 子第84号）
- 二十一 要望書への回答について（平成19年6月13日付）
- 二十二 千代野地区の放課後児童クラブに係る市の対応について（お詫び）  
(平成19年12月27日付)

[平成20年5月16日提出分]

- 二十三 白山市町内会事務連絡交付金等交付要綱  
(平成17年2月1日 告示第11号)

[平成20年5月19日提出分]

- 二十四 「第三集会所」問題の理解のために（平成19年11月4日付）
- 二十五 関係改善へのお願い（平成19年12月24日付）
- 二十六 準備書面6にある記述について（平成20年2月5日付）
- 二十七 裁判所での本人（表雅一）調書（平成20年4月23日付）
- 二十八 千代野町内会連合会の名簿（平成18・19・20年度）
- 二十九 飯能市ホームページ（抜粋）

三十 第10章 公の施設（抜粋）

三十一 指定管理者制度とは（ホームページ抜粋）

[平成20年5月19日提出分]

三十二 行政情報公開決定通知書（平成20年5月21日付 子第81号）

三十三 行政情報不存在通知書（平成20年5月21日付 子第81号）

三十四 行政情報公開決定通知書（平成20年5月21日付 子第82号）

三十五 行政情報不存在通知書（平成20年5月21日付 子第82号）

三十六 行政情報不存在通知書（平成20年5月1日付 子第93号）

三十七 行政財産使用許可書（平成18年4月3日付）

## （2）陳述

請求人の陳述は、平成20年5月16日（金）午後1時56分から白山市役所の監査委員室で行った。

請求人の陳述は、請求書の要旨と同様の内容であった。

## 4 請求事項の財務事務監査及び事情聴取

（1） 請求事項に関する財務事務について、市の関係部局から関係資料の提出を求め、平成20年4月15日から5月15日にかけて審査を行った。

（2） 平成20年5月16日午後2時20分から、本件請求事案の関係部署である白山市健康福祉部の職員から事情を聴取した。

なお立会人として、請求人が同席した。

## 第3 監査の結果

本件請求についての監査の結果は、合議により次のように決定した。

### （主文の内容）

監査の結果、違法性の事実は認められない。したがって、千代野ありんこ学童クラブに係る放課後児童健全育成事業委託料3,430,000円の公金支出に関する請求人の主張については、措置の必要を認めないものと判断する。

以下、その理由について述べる。

### 1 事実関係の確認

(1) 千代野第3集会所の経緯

- ① 千代野第3集会所（以下、「同集会所」という。）は、昭和54年度に松任市が「千代野学校開放管理センター」として建設し、昭和55年4月から供用を開始する。
- ② 昭和55年9月1日から昭和58年4月13日まで、石川県住宅供給公社へ貸与する。
- ③ 昭和58年7月1日から、千代野地区町内会に建物の管理を委託し、集会所として使用することを許可する。  
同時期、千代野ありんこ学童クラブも同集会所の使用を開始する。
- ④ 平成9年4月1日、千代野町内会連合会と千代野ありんこ学童クラブの間で、同集会所の使用について文書で確認する。
- ⑤ 同集会所は、平成16年12月1日、白山市教育委員会・生涯学習課から白山市健康福祉部児童家庭課（現子育て支援課）へ所管換された。

(2) 千代野ありんこ学童クラブの経緯

- ① 千代野ありんこ学童クラブ（以下、「同クラブ」という。）は、昭和57年4月1日に創設され、松任市から同クラブ運営費補助金を受けている。更に、昭和58年度から平成19年度まで、放課後児童健全育成事業委託料が松任市・白山市から交付されている。
- ② 同クラブの設置場所は、昭和58年度以降、千代野第3集会所である。

(3) 平成19年度放課後児童健全育成事業の経緯

- ① 白山市は、同クラブと平成19年12月27日付けで覚書を交換し、平成19年4月1日に遡り、放課後児童健全育成事業委託契約を締結する。
- ② 同クラブに対する委託料の支払状況は、次のとおりである。

・平成19年12月28日	2,805,000円
・平成20年1月25日	625,000円
(小計)	3,430,000円
・平成20年3月25日	505,500円
(計)	3,935,500円

2 請求人の主張と関係職員の陳述

(1) 請求人の主張は、白山市職員措置請求書に記載事実と同様であり、平成19年度に、白山市が同クラブに支払った放課後児童健全育成事業委託料のうち、平成20年1月27日以前の分3,430,000円の損害賠償を白山市長に求めるものである。

(2) 白山市健康福祉部子育て支援課の説明では、同クラブに対する平成19年度の放課後児童健全育成事業の委託については、平成19年4月1日に遡り契約している。

また、設置場所である千代野第3集会所についても、平成19年4月1日に遡って使用することが、千代野町内会連合会との間で合意されている。

委託料の支払いについては、白山市放課後児童健全育成事業実施要綱及び同事務取扱要領に基づき適切に執行されたものであり、違法性はない。

### 3 監査委員の判断

以上の事実関係の確認、請求人の主張と関係職員の陳述等を総合して、次のように判断する。

(1) 放課後児童健全育成事業は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第2項に基づく事業である。

また、平成19年3月30日付け文部科学省生涯学習政策局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通達「放課後子どもプラン推進事業の推進について」の中で、本事業は、小学校の余裕教室や小学校敷地内の専用施設のほか、児童館、保育所や団地の集会室などの社会資源を活用して実施することになっている。

よって、千代野第3集会所を放課後児童健全育成施設として使用することに違法性はない。

(2) 本事業は、平成19年12月27日付けの覚書等により、白山市が千代野ありんこ学童クラブに、平成19年4月1日に遡り、放課後児童健全事業を委託したものであり、この段階で第3集会所の使用についても、平成19年4月1日に遡り許可することを千代野町内会連合会が認めている。

また、委託金の支払いについては、白山市放課後児童健全育成事業実施要綱（平成17年4月1日から施行）及び白山市放課後児童健全育成事業事務取扱要領（平成18年4月1日から施行）に基づき適切に支出されている。

よって、千代野ありんこ学童クラブに係る放課後児童健全育成事業委託料3,430,000円の公金支出の損害賠償の請求について、その措置の必要を認めない。

#### 4 結 論

以上のことから、本件請求については、措置の必要を認めないものと判断する。

#### 5 附帯意見

本件請求の調査の中で、「千代野学校開放管理センター」（千代野第3集会所）の位置付けが不明確であることが係争の一因となっていると思料される。

同施設は、白山市が千代野町内会連合会に集会所として管理委託しているが、現状は長年にわたり千代野ありんこ学童クラブが占有状態で使用している。

本来、平成16年12月1日の所管換の段階で、生涯学習課の行政財産である「集会所」の用途から、児童家庭課（現子育て支援課）の行政財産である「放課後児童健全育成施設」の用途に変更すべきであり、今後白山市として、この方向で事務処理を進められたい。